

平成 25 年 11 月 28 日

各 位

「貸付条件の変更等の状況（平成 25 年 9 月末基準）」について

株式会社荘内銀行（頭取 國井 英夫）の企業理念は、「創意と熱意、卓越した情報力を駆使して、人々と地域、社会の夢の実現を支援する『革新の金融情報サービスグループ』をめざします。」であります。この企業理念のもとで、地域金融の円滑化による地域活性化を大きな経営課題と捉え、平成 22 年 1 月に制定した「金融円滑化に関する基本方針」に則り、金融円滑化に関する各種施策に積極的に取り組んでおります。

この度、貸付条件の変更等の状況（金融円滑化法の施行日から平成 25 年 9 月末までの実績）についてまとめましたので、お知らせいたします。詳細については別紙をご覧ください。金融円滑化法は、平成 25 年 3 月末をもって終了しましたが、法終了後も、「金融円滑化に関する基本方針」は何ら変わるものではありません。

引き続き、お客様からの新規のお借入れおよび条件変更等に関するご相談・お申込には、真摯かつ適切に対応するとともに、地域への円滑な資金供給や、お客様の経営諸課題の解決、あるいは経営改善に向けた支援など、金融円滑化の推進に向けた取り組みを一層強化してまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
融資二部 信夫、杉山
(TEL : 0235-28-2428)

